

市民部

議案第132号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第5号）

のうち、市民部の所管する部分について

議案第132号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民部の所管する部分についてご説明申し上げます。

歳出について、ご説明いたします。

3ページをお願いします。

債務負担行為について、ご説明いたします。

第2表 債務負担行為補正、追加の表中、事項欄3段目、「木戸交流センター管理運営事業費」は、議案第159号「指定管理者の指定について」に関連する指定管理委託料に係る債務負担行為であり、期間を令和8年度から令和12年度の5年間とし、限度額を16,285千円に設定するものであります。

事項欄4段目の「比良げんき村管理運営事業費」は、議案第161号「指定管理者の指定について」に関連する指定管理委託料に係る債務負担行為であり、期間を令和8年度から令和12年度の5年間とし、限度額を75,920千円に設定するものであります。

22ページをお願いします。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費の 96 千円の増額は、マイナンバーカード交付事務費補助金の精算返還金であります。

以上、議案第 132 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、市民部が所管する部分についての説明であります。
ご審査を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。